調達要求番号：６ＰＢＤ１ＡＰ０００２

<table>
<tr><td colspan="4">陸 上 自 衛 隊 仕 様 書</td></tr>
<tr><td colspan="2">物　品　番　号</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">けん引自動車免許取得役務</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年１０月２８日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>東部方面管制気象隊
第４派遣隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，東部方面管制気象隊第４派遣隊におけるけん引自動車免許取得役務にのみ適用する。

2　役務に関する要求

2.1　役務内容

けん引自動車免許を取得させるため、次に示す教習等を行うものとする。

a)　適性検査

b)　技能教習（１２時限）

c)　卒業検定

2.2　教育対象者

大型自動車免許保有者　教習予定人員　１名

2.3　期　間

契約日から令和９年２月２６日までに卒業

2.4　実施場所

契約相手方が指定する自動車学校（教場・教習コース等）とする。

2.5　条件等

a)　教習時間は、午前８時から午後５時までの間を基準とする。

b)　天候不良、その他やむを得ない事情により予定日に教習等を行えなかった場合は、期間内に教習を修了し得るよう予定の修正等を行うものとし、示された期間内に教習等を終えられない場合は、契約相手方と官側の相互協議によるものとする。

c)　教習所は、北宇都宮駐屯地近傍の教習所であること（片道約３０分以内を基準）

d)　教習期間、教習所に官側車両が駐車可能であること。

3　役務の実施

契約相手方は、契約締結後、速やかに教習開始に関して監督官と調整を行い、役務を実施するものとする。また、監督及び検査は、契約担当者が定める監督・検査実施要領による。

4　提出文書

契約相手方は、全ての教習等を終えたならば卒業証明書を検査官等へ提出するものとする。

5　検　査

卒業証明書をもって検査とする。

6　秘密保全等

6.1　秘密保全

契約相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

6.2　個人情報の取扱い

契約相手方は、本役務の実施にあたり、個人情報の管理について必要な措置を講ずるものとする。

7　その他

7.1　事故発生時の対応

契約相手方は、本訓練の実施間、教習対象者に事故が生じた場合は、速やかに契約担当者等に通報するものとする。

7.2　仕様書に関する疑義

契約相手方は、本役務の実施にあたり、明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。